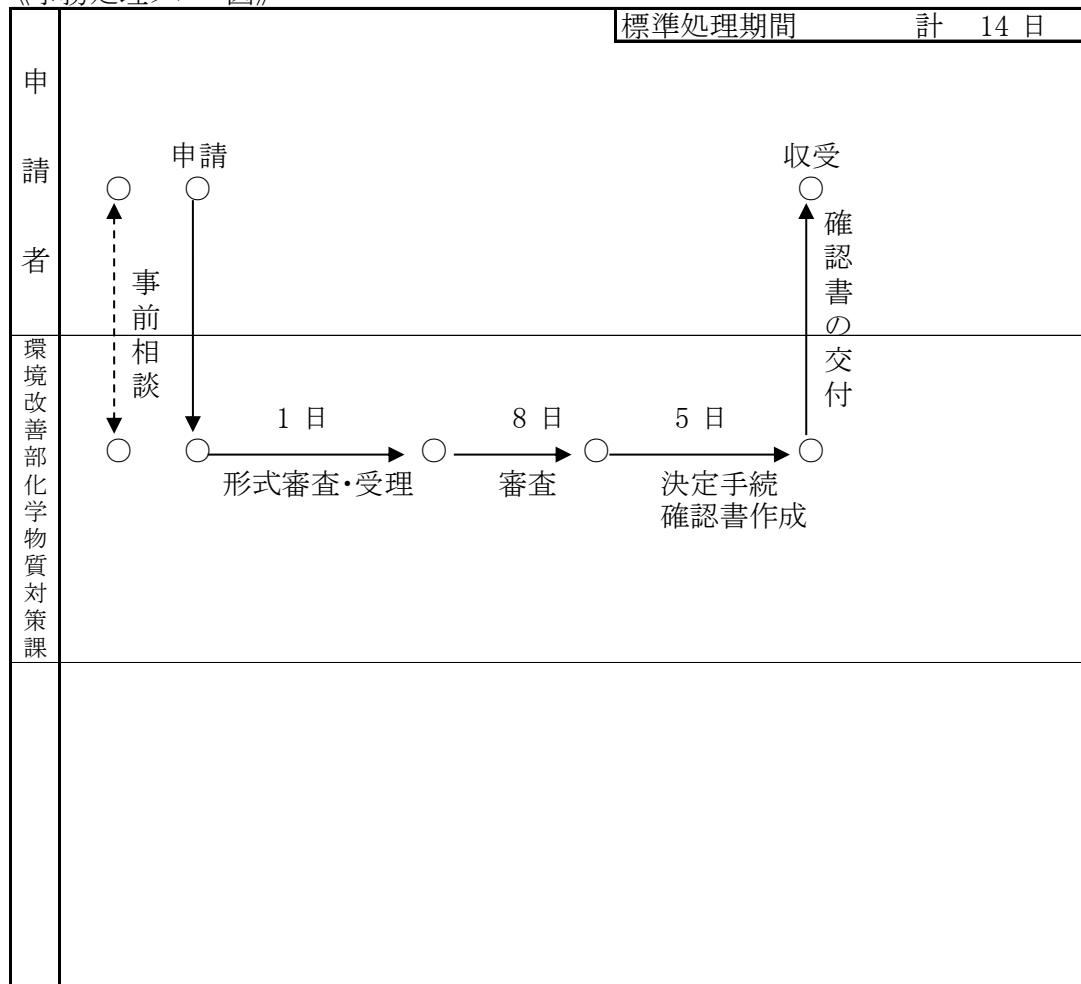


事務処理フロー図

事務名 帯水層の深さに係る確認申請

作成部署 環境局環境改善部化学物質対策課 電話42-371~4

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	事前相談	申請にあたって事前にご相談に応じます。
2	形式審査・受理	申請書の記載漏れなどを審査した後、受理します。
3	審査	申請内容について、土壤汚染対策法施行規則第44条、第50条第2項に基づき審査します。
4	決定手続	申請内容が法に適合している場合は、確認を決定し、確認書を交付します。
備考		申請内容によって、当該確認に係る地下水位及び帯水層の深さの変化を的確に把握するため必要があると認めるときは、地下水位及び帯水層の深さを定期的に報告することその他の条件を付すことがあります。